

1 基本的な考え方

- 都は、平成 17 年 3 月に初めて「東京都食品安全推進計画」を策定
- 生産から消費に至る各段階で、各局連携のもと全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進
- 前計画（平成 17 年度～21 年度）に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、平成 17 年度以降の課題に対応した施策を新たに盛り込むことにより、食品の安全を確保し、食に対する都民の信頼を確保
- 計画の期間は平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間

2 重点的・優先的に取り組む施策（9 つの戦略的プラン）

- 新たな課題に対応するため、3 つの施策の方向性を規定
- 方向性に即した 9 つの戦略的プランを重点的・優先的に実施し、施策を推進

◆施策の方向性 1 事業者のコンプライアンス意識を高め、自主管理向上のための施策の充実を図る

- 戦略的プラン 1 GAP と生産情報提供食品事業者登録制度の推進
- 戦略的プラン 2 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

◆施策の方向性 2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る

- 戦略的プラン 3 緊急時における危機管理体制の整備
- 戦略的プラン 4 食品安全に関する情報収集と評価
- 戦略的プラン 5 「健康食品」による健康被害の防止
- 戦略的プラン 6 輸入食品の安全確保対策の充実

◆施策の方向性 3 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る

- 戦略的プラン 7 食物アレルギーに関する理解の促進
- 戦略的プラン 8 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進
- 戦略的プラン 9 食に関するリスクコミュニケーションの充実

3 生産から消費に至る食品安全確保のための基本施策

- 生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が取り組んでいる食品の安全確保に関する全ての施策を基本施策として規定
- 食品安全条例の基本理念を踏まえた 3 つの柱と各施策の基盤となる柱をもとに 49 の基本施策を体系化して都の取組の全体像を明示

◇施策の柱 1 事業者責任による食品の安全確保

- ・事業者の自主的衛生管理の推進（7 施策）
- ・事業者に対する技術的支援（3 施策）

◇施策の柱 2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

- ・情報の収集、整理、分析及び評価の推進（7 施策）
- ・食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実（9 施策）
- ・緊急時の体制整備（3 施策）

◇施策の柱 3 関係者による相互理解と協力の推進

- ・食品表示の適正化の推進（2 施策）
- ・教育・学習の推進（3 施策）
- ・情報の共有化・意見の交流等の推進（3 施策）
- ・都民及び事業者の意見の反映（3 施策）



◇施策の柱 4 安全を確保する施策の基盤づくり

- ・基礎となる調査研究・技術開発（3 施策）
- ・人材の育成（1 施策）
- ・区市町村、国等との連携等（5 施策）

4 計画の着実な推進

- 食品安全審議会の意見や提言などを踏まえ、関係各局が連携して施策を推進
- 戦略的プランの進捗状況等を年度ごとに食品安全審議会へ報告するとともに、計画の中間年度に広く都民に公表し、着実に本計画を実施